

# お知らせ

## 国民年金保険料の納付は口座振替の前納がお得！ ～お申込みは2月末までに～

国民年金保険料の納付は、口座振替で前納すると、割引がありお得です。4月分から口座振替で前納される場合は、2月末までに手続きをしてください。※振替方法の変更も手続き必要。

【**手続窓口**】 口座振替をする金融機関・郵便局  
滋賀社会保険事務局彦根事務所

【**手数料**】 無料

- 口座振替にした場合の保険料額（平成19年度予定）**
- ① 1年前納 4月から1年分を4月末に振替  
165,650円(3,550円割引)／12か月分
  - ② 6か月前納 4月～9月分を4月末に、10月～3月分を10月末に振替  
83,640円(960円割引)／6か月分
  - ③ 早割制度 毎月分を当月末に振替  
14,050円(50円割引)／1か月分
  - ④ 翌月振替 毎月分を翌月末に振替  
14,100円(割引なし)／1か月分

お問合せは、滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課(☎0749-23-1114)へ。

## 3月19日から郵便局を再編

平成19年3月19日から、次の郵便局の受け持ち業務が変わります。

**浅井郵便局**・・・集配業務を配達センター化  
浅井郵便局区内の「郵便の集配業務」を、浅井郵便局に併設する「配達センター」が担当。

**びわ郵便局**・・・無集配郵便局に  
びわ郵便局区内の「郵便の集配業務」と「為替貯金・簡易保険の集金事務」などの外務業務を、長浜郵便局が担当。

※浅井、びわ郵便局とも、郵便の時間外窓口「ゆうゆう窓口」は廃止しますが、事前連絡で、土日も含め配達します。

※詳細は2月に各世帯や事業所へ配布のチラシで。



お問合せは、長浜郵便局(☎0380)、浅井郵便局(☎1050)、びわ郵便局(☎2050)へ。

## 年金受給に関する相談は社会保険事務所へ(要予約)

【**相談内容**】 年金の加入期間確認や見込み額試算、年金請求など、年金受給に関する相談

【**相談場所**】 滋賀社会保険事務局彦根事務所  
(彦根市外町169-6、国道8号外町南の信号を西へ)

○**平日の年金相談** 午前8時30分～午後5時15分  
※月曜日(13日(火))も実施は午後7時まで延長

○**第2土曜日の年金相談**  
2月10日(土)午前8時30分～午後5時15分

○**一日社会保険相談所**  
長浜商工会議所  
2月22日(木)午前10時～午後4時

**予約専用電話 ☎0749-23-5489**  
すべて希望日の1週間前までに要予約。

《**その他問い合わせ**》  
平日午前8時30分～午後5時

○年金の受給(予約以外)  
滋賀社会保険事務局彦根事務所年金給付課  
(☎0749-23-1116)

○国民年金保険料の納付と納付額の証明など  
滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課  
(☎0749-23-1114)

## 4月から、労働基準監督署が彦根に統合

長浜と彦根の労働基準監督署が統合され、長浜労働基準監督署での窓口業務は、平成19年3月30日で終了します。4月2日からは、彦根労働基準監督署の管轄となります。

＜彦根労働基準監督署の所在地＞  
〒522-0054

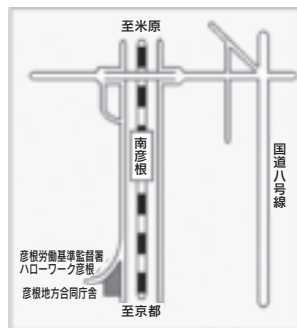
彦根市西今町58-3  
彦根地方合同庁舎3階  
TEL0749-22-0654  
FAX0749-26-0241

(J R南彦根駅西口  
から南へ徒歩3分)

《**出張受付窓口**》  
当面の間は、利便性を考慮して出張窓口を開設。

【**日時**】 毎月第1・3金曜日午前10時～午後4時  
【**場所**】 長浜商工会議所(高田町)

お問合せは、滋賀労働局企画室(☎077-522-6648)へ。



## 証明書交付請求時の本人確認にご協力を

市では、個人情報保護と第三者のなりすましによる虚偽の申請を防ぐため、3月から、各種証明の交付請求時に、本人確認をさせていただきます。対象の証明書を請求される際は、窓口で「本人であることが確認できる書類」の提示をお願いします。

### 本人確認が必要な証明書

#### ＜戸籍・住民票＞

- ・戸籍謄本・抄本など、戸籍に関する証明書
- ・住民票の写し、住民票記載事項証明書など、住民登録に関する証明書、外国人登録に関する証明書

#### ＜税＞

- ・所得(課税)証明、納税証明、固定資産税評価証明
- ・固定資産課税台帳の写し、またはその閲覧

#### ＜国民健康保険＞

- ・保険料納付証明書など、保険料に関する証明書
- ※なお、同様に、婚姻・養子縁組などの戸籍の届出、転入・転居・転出などの住民異動届出や国民健康保険証の再交付にも本人確認が必要(すでに実施中)です。

実施開始 **3月1日(木)**

### 本人であることが確認できる書類例

- ・運転免許証
- ・健康保険証
- ・住民基本台帳カード
- ・パスポート
- ・外国人登録証明書
- ・年金手帳
- など

### 担当窓口・お問合せ

- 戸籍・住民票：市市民課市民係(☎6511)
- 税：市税務課納税係(☎6508)
- 国民健康保険：市保険年金課保険料係(☎6517)
- 支所窓口：浅井支所市民生活課(☎4353)
- びわ支所市民生活課(☎5253)

## バイク、コンバインなどの名義変更・廃車手続きは3月中に

軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有する原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、軽自動車などに課税されます。

他人に譲ったり、故障などで廃棄、または盗難に遭ったりして、車両を所有していない場合でも、名義変更や廃車手続きをしていないと、軽自動車税がかかります。

また、市外へ転出される時も、別に自動車検査証等の住所変更手続きが必要です。

手続きは、次の窓口で行ってください。



### 《申請窓口》

- 原動機付自転車・小型特殊自動車**  
市税務課市民税係(☎6524)  
市浅井支所市民生活課(☎4352)  
市びわ支所市民生活課(☎5253)  
※印鑑とナンバープレート(ない場合は要連絡)必要
- 《**軽自動車・二輪の小型自動車(滋賀ナンバー)**》  
軽自動車(三輪・四輪)  
・・・軽自動車検査協会(☎077-585-7103)  
125ccを超える二輪車  
・・・滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)  
※必要書類等は下記へお問合せください。

## 住宅リフォーム奨励金の申請は3月30日までに

市では、市内に本社がある施工業者で自宅改修を行った場合に商品券を交付しています。申請期限は3月までですので、早めに申請してください。

- 【**対象住宅**】 自己所有で床面積50㎡以上の住宅
- 【**奨励金**】 対象工事費の10%(最高10万円)分の商品券
- 【**申請期限**】 3月30日(金)※それまでに工事を完了



申請窓口・お問合せ  
市商工労政課(☎8766)、浅井支所産業振興課(☎4357)、びわ支所産業振興課(☎5255)